

◎千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許
協力条約

(略称) 一九七〇年の特許協力条約

昭和四十五年六月十九日 ワシントンで作成

昭和五十三年一月二十四日 効力発生

昭和五十三年三月三十一日 国会承認

昭和五十三年六月二十日 批准の閣議決定

昭和五十三年七月一日 批准書寄託

昭和五十三年七月十五日 公布及び告示

昭和五十三年十月一日 我が国について効力発生

(条約第一三号及び外務省告示第二〇二号)

目次

前文	四四五
序	四四五
第一条 同盟の設立	四四五
第二条 定義	四四六
第一章 國際出願及び國際調査	四四九
第三条 國際出願	四四九

ページ

一九七〇年の特許協力条約

四三六

第四条 願書	四五〇
第五条 明細書	四五一
第六条 請求の範囲	四五二
第七条 図面	四五二
第八条 優先権の主張	四五一
第九条 出願人	四五三
第十条 受理官庁	四五四
第十一条 國際出願日及び國際出願の効果	四五四
第十二条 國際出願の國際事務局及び國際調査機関への送付	四五四
第十三条 國際出願の写しの指定官庁による入手の可能性	四五五
第十四条 國際出願の欠陥	四五六
第十五条 國際調査	四五六
第十六条 國際調査機関	四五八
第十七条 國際調査機関における手続	四五九
第十八条 國際調査報告	四六一
第十九条 國際事務局に提出する請求の範囲の補正書	四六二
第二十条 指定官庁への送達	四六三
第二十一条 國際公開	四六四
第二十二条 指定官庁に対する國際出願の写し及び翻訳文の提出並びに手数料の支払	四六五
第二十三条 国内手続の繰延べ	四六六

第二十四条 指定国における効果の喪失	四六六
第二十五条 指定官庁による検査	四六七
第二十六条 指定官庁における補充の機会	四六八
第二十七条 国内的要件	四六九
第二十八条 指定官庁における請求の範囲、明細書及び図面の補正	四七一
第二十九条 国際公開の効果	四七二
第三十条 国際出願の秘密保持	四七三
第二章 国際予備審査	
第三十一条 国際予備審査の請求	四七五
第三十二条 国際予備審査機関	四七六
第三十三条 国際予備審査	四七六
第三十四条 国際予備審査機関における手続	四七八
第三十五条 国際予備審査報告	四八〇
第三十六条 国際予備審査報告の送付、翻訳及び送達	四八二
第三十七条 国際予備審査の請求又は選択の取下げ	四八二
第三十八条 国際予備審査の秘密保持	四八三
第二十九条 選択官庁に対する国際出願の写し及び翻訳文の提出並びに手数料の支払	四八四
第四十条 国内審査及び他の処理の繰延べ	四八五
第四十一条 選択官庁における請求の範囲、明細書及び図面の補正	四八五
第四十二条 選択官庁における国内審査の結果	四八六

一九七〇年の特許協力条約

四三八

第三章 共通規定.....四八六

第四十三条 特定の種類の保護を求める出願.....四八六

第四十四条 二の種類の保護を求める出願.....四八七

第四十五条 広域特許条約.....四八七

第四十六条 國際出願の正確でない翻訳.....四八八

第四十七条 期間.....四八八

第四十八条 遵守されなかつた期間.....四八八

第四十九条 國際機関に対し業として手続をとる権能.....四八九

第四章 技術的業務の提供.....四八九

第五十条 特許情報提供業務.....四八九

第五十一条 技術援助.....四九一

第五十二条 この条約の他の規定との関係.....四九二

第五章 管理規定.....四九二

第五十三条 総会.....四九二

第五十四条 執行委員会.....四九五

第五十五条 國際事務局.....四九八

第五十六条 技術協力委員会.....四九九

第五十七条 財政.....五〇一

第五十八条 規則.....五〇四

第六章 紛争.....五〇六

第五十九条 紛争……………五〇六

第七章 改正及び修正……………五〇六

第六十条 この条約の改正……………五〇六

第六十一条 この条約の特定の規定の修正……………五〇七

第八章 最終規定……………五〇八

第六十二条 締約国となるための手続……………五〇八

第六十三条 この条約の効力発生……………五〇八

第六十四条 留保……………五一〇

第六十五条 漸進的適用……………五一二

第六十六条 廃棄……………五一三

第六十七条 署名及び用語……………五一三

第六十八条 寄託……………五一四

第六十九条 通報……………五一四

末文……………五一五

○特許協力条約に基づく規則……………五一五

A部 序……………五六

第一 規則 略称……………五六

第二 規則 用語の解釈……………五六

B部 第一章に関する規則……………五七

第三 規則 願書(様式)……………五七

一九七〇年の特許協力条約

四四〇

第四 規則 願書（内容）	五二八
第五 規則 明細書	五二五
第六 規則 請求の範囲	五二七
第七 規則 図面	五二九
第八 規則 国際出願の手数料	五三〇
第九 規則 使用してはならない表現等	五三一
第十 規則 用語及び記号	五三二
第十一 規則 国際出願の様式上の要件	五三三
第十二 規則 国際出願の言語	五三九
第十三 規則 発明の單一性	五三九
第十四 規則 送付手数料	五四一
第十五 規則 國際手数料	五四一
第十六 規則 調査手数料	五四四
第十七 規則 優先権書類	五四四
第十八 規則 出願人	五四六
第十九 規則 管轄受理官庁	五四八
第二十 規則 国際出願の受理	五四九
第二十一 規則 写しの作成	五五三
第二十二 規則 記録原本の送付	五五三
第二十三 規則 調査用写しの送付	五五七

第二十四規則	国際事務局による記録原本の受理	五五七
第二十五規則	国際調査機関による調査用写しの受領	五五八
第二十六規則	国際出願の要素の点検及び補充	五五八
第二十七規則	手数料の不払	五六一
第二十八規則	国際事務局又は国際調査機関が認めた欠陥	五六一
第二十九規則	第十四条(1)、(3)又は(4)の規定に従つて取り下げられたとみなされる 国際出願又は指定	五六一
第三十規則	第十四条(4)に規定する期間	五六三
第三十一規則	第十三条の規定に基づいて請求される写し	五六三
第三十二規則	国際出願又は指定の取下げ	五六四
第三十三規則	国際調査における関連のある先行技術	五六五
第三十四規則	最小限資料	五六七
第三十五規則	管轄国際調査機関	五六九
第三十六規則	国際調査機関の最小限の要件	五七〇
第三十七規則	発明の名称の欠落又は欠陥	五七一
第三十八規則	要約の欠落	五七一
第三十九規則	第十七条(2)(a)(i)に規定する国際出願の対象	五七一
第四十規則	発明の單一性の欠如(国際調査)	五七三
第四十一規則	国際型調査	五七四
第四十二規則	国際調査のための期間	五七四

第四十三規則 国際調査報告………	五七五
第四十四規則 國際調査報告の送付等………	五七七
第四十五規則 國際調査報告の翻訳………	五七九
第四十六規則 國際事務局に提出する請求の範囲の補正書………	五七八
第四十七規則 指定官庁への送達………	五八〇
第四十八規則 國際公開………	五八一
第四十九規則 第二十二条(1)及び(2)の規定に基づく翻訳文の言語及び手数料の額………	五八六
第五十 規則 第二十二条(3)の規定に基づく権能………	五八八
第五十一 規則 指定官庁による検査………	五八八
第五十二 規則 指定官庁における請求の範囲、明細書及び図面の補正………	五八九
C部 第二章に関する規則………	五九〇
第五十三 規則 國際予備審査の請求書………	五九〇
第五十四 規則 國際予備審査の請求をする資格を有する出願人………	五九二
第五十五 規則 言語（國際予備審査）………	五九三
第五十六 規則 後にする選択………	五九四
第五十七 規則 取扱手数料………	五九五
第五十八 規則 予備審査手数料………	五九七
第五十九 規則 管轄國際予備審査機関………	五九八
第六十 規則 國際予備審査の請求又は選択の欠陥………	五九八
第六十一 規則 國際予備審査の請求及び選択の通知………	六〇〇

第六十二規則	国際予備審査機関のための写し	六〇一
第六十三規則	国際予備審査機関の最小限の要件	六〇二
第六十四規則	国際予備審査における先行技術	六〇三
第六十五規則	進歩性又は自明のものではないこと	六〇四
第六十六規則	国際予備審査機関における手続	六〇五
第六十七規則	第三十四条(4)(a)(i)に規定する国際出願の対象	六〇八
第六十八規則	発明の單一性の欠如(国際予備審査)	六〇九
第六十九規則	国際予備審査のための期間	六一一
第七十規則	国際予備審査報告	六一二
第七十一規則	国際予備審査報告の送付	六一六
第七十二規則	国際予備審査報告の翻訳	六一七
第七十三規則	国際予備審査報告の送達	六一八
第七十四規則	国際予備審査報告の附属書類の翻訳文及びその送付	六一八
第七十五規則	国際予備審査の請求又は選択の取下げ	六一九
第七十六規則	第三十九条(1)の規定に基づく翻訳文の言語及び手数料の額並びに 優先権書類の翻訳文	六二〇
第七十七規則	第三十九条(1)(b)の規定に基づく権能	六二三
第七十八規則	選択官庁における請求の範囲、明細書及び図面の補正	六二三
D部 第三章に関する規則		六一四
第七十九規則	略	六一四

一九七〇年の特許協力条約

四四四

E部 第八十規則	期間の計算	六二四
第八十一規則	条約に定める期間の変更	六二六
第八十二規則	郵便業務における異常	六二七
第八十三規則	国際機関に対し業として手続をとる権能	六二八
E部 第五章に関する規則	六二九	
第八十四規則	代表団の費用	六二九
第八十五規則	総会における定足数の不足	六二九
第八十六規則	公報	六三〇
第八十七規則	刊行物	六三一
第八十八規則	この規則の修正	六三二
第八十九規則	実施細則	六三三
F部 二以上の章に関する規則	六三四	
第九十規則	代理	六三四
第九十一規則	明白な誤記	六三六
第九十二規則	通信	六三八
第九十三規則	記録及び一件書類の保存	六三九
第九十四規則	国際事務局及び国際予備審査機関による写しの提供	六四〇
第九十五規則	翻訳文の入手の可能性	六四〇

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許
協力条約

Patent Cooperation Treaty
Done at Washington June 19, 1970

The Contracting States,

Desiring to make a contribution to the progress of science and technology,

Desiring to perfect the legal protection of inventions, Desiring to simplify and render more economical the obtaining of protection for inventions where protection is sought in several countries,

Desiring to facilitate and accelerate access by the public to the technical information contained in documents describing new inventions,

Desiring to foster and accelerate the economic development of developing countries through the adoption of measures designed to increase the efficiency of their legal systems, whether national or regional, instituted for the protection of inventions by providing easily accessible information on the availability of technological solutions applicable to their special needs and by facilitating access to the ever expanding volume of modern technology,

Convinced that cooperation among nations will greatly facilitate the attainment of these aims,

Have concluded the present Treaty.

締約国は、
科学及び技術の進歩に貢献することを希望し、
発明の法的保護を完全なものにする」とを希望し、
複数の国において発明の保護が求められている場合に発明の
保護の取得を簡易かつ一層経済的なものにする」とを希望し、
新たな発明を記載した文書に含まれて「技術情報の公衆に
による利用が容易かつ速やかに行われるようとする」とを希望
し、
開発途上にある国の特別の必要に応する技術的解決の可能性
に関する入手の容易な情報を提供することにより、また、絶え
ず増大する近代技術の利用を容易にすることにより、国内的制
度であるか広域的制度であるかを問わず開発途上にある国にお
ける発明の保護のための法律制度の効率を高めるための措置を
採用することを通じてその経済発展を助長し及び促進すること
を希望し、
諸国間の協力がこれらの目的の達成を極めて容易にする」と
を確信して、
この条約を締結した。

序

第一条 同盟の設立

Introductory Provisions

Article I

Establishment of a Union

同盟の設立

(1) いの条約の締約国（以下「締約国」という。）は、発明の保護のための出願並びにその出願に係る調査及び審査における協力のため並びに特別の技術的業務の提供のための同盟を形成する。この同盟は、国際特許協力同盟といふ。

(2) この条約のいかなる規定も、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国の国民又は居住者の同条約に基づく権利を縮減するものと解してはならない。

第二条 定義

この条約及び規則の適用上、明示的に別段の定めがある場合を除くほか、

(i) 「出願」とは、発明の保護のための出願をいう。「出願」というときは、特許、発明者証、実用証、実用新案、追加特許、追加発明者証及び追加実用証の出願をいうものとする。

(ii) 「特許」というときは、特許、発明者証、実用証、実用新案、追加特許、追加発明者証及び追加実用証をいうものとする。

(iii) 「国内特許」とは、国内当局によつて与えられる特許をいう。

(iv) 「広域特許」とは、二以上の国において効力を有する特

(1) The States party to this Treaty (hereinafter called "the Contracting States") constitute a Union for cooperation in the filing, searching, and examination, of applications for the protection of inventions, and for rendering special technical services. The Union shall be known as the International Patent Cooperation Union.

(2) No provision of this Treaty shall be interpreted as diminishing the rights under the Paris Convention for the Protection of Industrial Property of any national or resident of any country party to that Convention.

Article 2 Definitions

For the purposes of this Treaty and the Regulations and unless expressly stated otherwise:

(i) "application" means an application for the protection of an invention; references to an "application" shall be construed as references to applications for patents for inventions, inventors' certificates, utility certificates, utility models, patents or certificates of addition, inventors' certificates of addition, and utility certificates of addition;

(ii) references to a "patent" shall be construed as references to patents for inventions, inventors' certificates, utility certificates, utility models, patents or certificates of addition, inventors' certificates of addition, and utility certificates of addition;

(iii) "national patent" means a patent granted by a national authority;

(iv) "regional patent" means a patent granted by a na-

許を与える権限を有する国内当局又は政府間当局によつて
与えられる特許をいう。

(v) 「広域出願」とは、広域特許の出願をいう。

(vi) 「国内出願」とは、(i)の条約に従つてやられる出願をいう。
願以外の国内特許及び広域特許の出願をいうものとする。

(vii) 「国際出願」とは、(i)の条約に従つてやられる出願をいう。

(viii) 「出願」とは、国際出願及び国内出願をいうものとする。

(ix) 「特許」とは、国内特許及び広域特許をいうものとする。

(x) 「国内法令」とは、締約国の国内法令又は、広域出願若しくは広域特許にあつては、広域出願をする」と若しくは広域特許を与えることについて規定している条約をいうものとする。

(xi) 「優先日」とは、期間の計算上、次の日をいう。

- (a) 国際出願が第八条の規定による優先権の主張を伴う場合には、その優先権の主張となる出願の日
(b) 国際出願が第八条の規定による以上の優先権の主張を伴う場合には、それらの優先権の主張となる出願のうち最先のものの日
(c) 国際出願が第八条の規定による優先権の主張を伴わな

tional or an intergovernmental authority having the power to grant patents effective in more than one State;

(v) "regional application" means an application for a regional patent;

(vi) references to a "national application" shall be construed as references to applications for national patents and regional patents, other than applications filed under this Treaty;

(vii) "international application" means an application filed under this Treaty;

(viii) references to an "application" shall be construed as references to international applications and national applications;

(ix) references to a "patent" shall be construed as references to national patents and regional patents;

(x) references to "national law" shall be construed as references to the national law of a Contracting State or where a regional application or a regional patent is involved, to the treaty providing for the filing of regional applications or the granting of regional patents;

(xi) "priority date," for the purposes of computing time limits, means:

(a) where the international application contains a priority claim under Article 8, the filing date of the application whose priority is so claimed;

(b) where the international application contains several priority claims under Article 8, the filing date of the earliest application whose priority is so claimed;

(c) where the international application does not con-

の場合には、その出願の国際出願日

(xii) 「国内官庁」とは、特許を与える任務を有する締約国の政府の当局をいう。「国内官庁」といふときは、二以上の国から広域特許を与える任務を委任されている政府間当局をもいうものとする。ただし、これらの国の中少なくとも一つの国が締約国であり、かつ、この条約及び規則が国内官庁について定める義務及び権限を負い及び行使することを、これらの国が当該政府間当局に委任している場合に限る。

(xiii) 「指定官庁」とは、第一章の規定に従い出願人によつて指定された国の国内官庁又はその國のために行動する国内官庁をいう。

(xiv) 「選択官庁」とは、第一 chapter の規定に従い出願人によつて選択された国の国内官庁又はその國のために行動する国内官庁をいう。

(xv) 「受理官庁」とは、国際出願がされた国内官庁又は政府間機関をいう。

「同盟」とは、国際特許協力同盟をいう。

「総会」とは、同盟の総会をいう。

「機関」とは、世界知的所有権機関をいう。

「国際事務局」とは、機関の国際事務局及び、それが存続する限り、知的所有権保護合同国際事務局(B-I-R-P-I)

tain any priority claim under Article 8, the international filing date of such application;

(xii) "national Office" means the government authority of a Contracting State entrusted with the granting of patents; references to a "national Office" shall be construed as referring also to any intergovernmental authority which several States have entrusted with the task of granting regional patents, provided that at least one of those States is a Contracting State, and provided that the said States have authorized that authority to assume the obligations and exercise the powers which this Treaty and the Regulations provide for in respect of national Offices;

(xiii) "designated Office" means the national Office of or acting for the State designated by the applicant under Chapter I of this Treaty;

(xiv) "elected Office" means the national Office of or acting for the State elected by the applicant under Chapter II of this Treaty;

(xv) "receiving Office" means the national Office or the intergovernmental organization with which the international application has been filed;

(xvi) "Union" means the International Patent Cooperation Union;

(xvii) "Assembly" means the Assembly of the Union;

(xviii) "Organization" means the World Intellectual Property Organization;

(xix) "International Bureau" means the International Bureau of the Organization and, as long as it subsists, the

をも。

(xx) 「事務局長」とは、機関の事務局長及び、それが存続する限り、知的所有権保護合同国際事務局の事務局長をいう。

United International Bureaux for the Protection of Intellectual Property (BIRPI);

(xx) "Director General" means the Director General of the Organization and, as long as BIRPI subsists, the Director of BIRPI.

第一章 国際出願及び国際調査

第三条 国際出願

国際出願

- (1) 締約国における発明の保護のための出願は、この条約による国際出願としてすむことがである。
- (2) 国際出願は、この条約及び規則の定めるところによつて、願書、明細書、請求の範囲、必要な図面及び要約を含むものとする。
- (3) 要約は、技術情報としてのみ用いふるものとし、他の田畠のため、特に、求められている保護の範囲を解釈するたために考慮に入れてはならぬ。
- (4) 国際出願は、次の条件に従う。
 - (i) 所定の言語で作成すること。
 - (ii) 所定の様式上の要件を満たすこと。
 - (iii) 所定の発明の単一性の要件を満たすこと。
 - (iv) 所定の手数料を支払ふること。

CHAPTER I International Application and International Search

Article 3 The International Application

(1) Applications for the protection of inventions in any of the Contracting States may be filed as international applications under this Treaty.

(2) An international application shall contain, as specified in this Treaty and the Regulations, a request, a description, one or more claims, one or more drawings (where required), and an abstract.

(3) The abstract merely serves the purpose of technical information and cannot be taken into account for any other purpose, particularly not for the purpose of interpreting the scope of the protection sought.

(4) The international application shall:

- (i) be in a prescribed language;
- (ii) comply with the prescribed physical requirements;
- (iii) comply with the prescribed requirement of unity of invention;
- (iv) be subject to the payment of the prescribed fees.

第四条 願書

Article 4
The Request

(1) 願書には、次の事項を記載する。

(i) 国際出願がこの条約に従つて処理されるとの申立て

(ii) 国際出願に基づいて発明の保護が求められている一又は二以上の締約国の指定（いのちに指定される締約国を「指定国」という。）指定国について広域特許を受けることが可能であり、かつ、出願人が国内特許ではなく広域特許を受けることを希望する場合には、願書にその旨を表示する。広域特許に関する条約により出願人がその条約の締約国のうち一部の国にその出願を限定することがでない場合には、その条約の締約国（うち一の国）の指定及び広域特許を受けることを希望する旨の表示は、その条約のすべての締約国の指定とみなす。指定国の国内法令に基づいての国（の）指定が広域特許の出願としての効果を有する場合は、その国（の）指定は、広域特許を受けることを希望する旨の表示とみなす。

(iii) 出願人及び、該当する場合には、代理人の氏名又は名称並びにこれらの者に関するその他の所定の事項

発明の名称

(iv) 指定国（の）うち少なくとも一の国（の）国内法令が国内出願をする時に発明者の氏名又は名称その他の発明者に関する所定の事項を表示することを定めている場合には、それらの事項。その他の場合には、それらの事項は、願書において又は、指定官庁の属する国の国内法令がそれらの事項を表

(1) The request shall contain:

(i) a petition to the effect that the international application be processed according to this Treaty;

(ii) the designation of the Contracting State or States in which protection for the invention is desired on the basis of the international application ("designated States"); if for any designated State a regional patent is available and the applicant wishes to obtain a regional patent rather than a national patent, the request shall so indicate; if, under a treaty concerning a regional patent, the applicant cannot limit his application to certain of the States party to that treaty, designation of one of those States and the indication of the wish to obtain the regional patent shall be treated as designation of all the States party to that treaty; if, under the national law of the designated State, the designation of that State has the effect of an application for a regional patent, the designation of the said State shall be treated as an indication of the wish to obtain the regional patent;

(iii) the name of and other prescribed data concerning the applicant and the agent (if any);

(iv) the title of the invention;

(v) the name of and other prescribed data concerning the inventor where the national law of at least one of the designated States requires that these indications be furnished at the time of filing a national application. Otherwise, the said indications may be furnished either in the request or in separate notices addressed to each designated Office whose